

別表1

果樹損害防止事業機器(ステレオスプレーヤ)の管理費について

原則として、自ら機器を借受け・返納する事とするが、機器の移動を希望する場合は、下記に定める管理費を組合に支払うものとする。

移動する地域 (片道)	管理費(1回につき)
<b>管内全域</b> 古河市・筑西市・結城市・下妻市 常総市・坂東市・桜川市 八千代町・五霞町・境町	一律 5,000円(税込み)

但し、移動用車輛の運転は、公用車により組合職員に限る。

注 上記管理費は、組合管内とする。